

## 新京都南病院面会規程

### 1. 目的（基本方針）

当院では、患者様の療養生活の質の向上、尊厳の保持を目的とし、感染対策等の正当な理由がない限り、面会を不当に制限することはありません。

### 2. 面会の実施方法

- ・ 面会時間：全日 15：00～20：00  
(但し、18：00～18：30 は入院患者様の夕食時間帯のため面会不可)
- ※ 一般病棟： 面会 60分以内 面会可能人数 3人まで
- ※ ICU： 面会 30分以内 面会可能人数 3人まで（但し、小学生以下の面会不可）
- ※ 病状等にて医師が認めた場合、面会時間が緩和される可能性があります。
- ※ 上記の条件は、面会制限レベルに応じて変動があります
  
- ・ 面会場所：病室、デイルーム、または説明室
  
- ・ 対象者：ご家族および患者様が希望する方

### 3. 面会ルール

- ・ マスクの着用と手指消毒。（1F 玄関にてマスクの自動販売機あり）
- ・ 病棟案内申込書の記載。
- ・ 病室内での飲食禁止。

### 4. 面会を制限させて頂く方

- ・ 7日以内に、発熱、風邪症状、体調不良がある方。
- ・ 同居人や学校・職場・施設等で、新型コロナウイルス感染症・インフルエンザと診断された人がいる方。
- ・ マスクの着用ができない方
- ・ ICUにおける、小学生以下の面会不可。

5. 面会制限の基準と感染対策

- ・ 面会制限レベルについて

当院では、感染症の流行状況に応じて面会制限レベルを設定し、患者様の安全確保に努める。

	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3
流行状況	伝播する感染症の「注意報」が発令されていない、かつ伝播する感染症の発生が京都市内で確認されていない	伝播する感染症の「注意報」が発令されているまたは伝播する感染症の発生が京都市内で確認されている	・ 伝播する感染症の「注意報」が発令され、かつ増加傾向 ・ 伝播する感染症の「警報」が発令されているが、 ① 定点報告数が減少傾向 ② 院内発症（同一病棟で職員複数人または入院患者発症）がない ③ 院内アウトブレイクが起こっていないか、終息している ①～③をいずれも満たす	伝播する感染症の「警報」が発令されており、かつ下記のいずれか1つ以上を満たす ・ 定点報告数が増加傾向 ・ 院内発症（同一病棟で職員複数人または入院患者発症）がある ・ 院内アウトブレイクが起こっている
面会制限	<b>60分以内、3人まで</b>  ※マスクを装着出来ない人は原則面会禁止  ※ICUは30分以内 ※ICUにおける、小学生以下の面会は不可	15分以内、2人まで  ※マスクを装着できない人は原則面会禁止	15分以内、2人まで 家族の方に限る （医師または師長の許可がある場合を除く）  手術当日および病院から来院の指示があった方のみ可（短時間）	原則禁止  特別な状況あるいは病院から来院の指示があった方のみ可（短時間）
外出泊制限	なし	なし	なし	特別な理由以外は禁止
無条件で面会できない人	発疹・発熱・上気道症状ある方、体調不良の方 1週間以内にCOVID-19・インフルエンザに罹患した方			
面会の条件	来院時のマスク着用と手指衛生の徹底を依頼する			

※院内において感染対策上必要と判断された場合は、流行状況にかかわらず院長判断で制限・緩和を行うことがある。

※面会時間は15時～20時

★レベルに関係なく、緊急入院翌日は、荷物・持参薬鑑別があるため時間に関係なく面会可

2025.12.19 新病院ICT

感染症流行時や緊急時など、やむを得ず面会を制限する場合は、以下の基準に基づいて判断します。

- ・ 制限を行う正当な理由

病院内に新型コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎などが持ち込まれると集団感染を引き起こす可能性があるため、病棟への立ち入り制限する必要があります。

1. 地域で流行する感染症が増加した時
2. 院内における感染症のアウトブレイク時
3. 院内において感染対策上必要と判断された場合

1.2.3においては、原則、病院長において、面会制限等の判断を行います。

なお、上記の理由により面会制限中は、院内感染対策チーム（ICT）にて週に1回程度、院内の感染者状況と共に京都市感染症発生動向を確認しながら適切に面会レベルの評価、検証を行い、原則として病院長が面会制限及び緩和を判断します。

4. 患者様の容体により、安静が必要と医師が判断した場合

## 6. 周知について

- 本規程は、各病棟掲示板、外来フロア掲示板、及び病院ホームページに常時掲載し、患者および家族等に広く周知する。
- 面会制限レベルを変更する場合は、病院ホームページ、掲示板等において速やかに告知する。

## 7. 定期的な見直しと検証

- 感染対策委員会（ICC）は、本規程の運用状況を年に1回程度確認し、社会情勢や医学的知見に基づき改訂を行う。
- 見直しの際は、家族等からの意見や苦情の内容を検証し、改善に努める。
- 面会制限中は、院内感染対策チーム（ICT）で週1回程度、院内の感染者状況と共に京都市感染症発生動向調査を確認しながら適切に面会制限レベルの評価、検証を行う。

社会医療法人 新京都南病院 2026年 6月1日 作成